

事務連絡
令和元年11月22日

障害者就労支援施設 各位

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会
岐阜県セルフ支援センター所長

出店販売施設募集について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は当センターの事業推進に格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、下記内容の販売イベントが開催されます。つきましては、出店販売施設を募集しますので、出店を希望される場合は期日までにFAXにてお申し込みください。

記

イベント名	【令和2年1月・2月・3月開催分】 OKBふれあい会館アトリウムライブ販売
募集施設数	各販売日毎3施設
販売日時	*第一火曜日～第四火曜日（1月7日、1月14日、2月11日、3月17日、 3月24日は休み） 1月……21日、28日 2月……4日、18日、25日 3月……3日、10日 *販売時間 11:00～13:30
場 所	OKBふれあい会館 2階アトリウム
申 込 切	令和元年12月20日（金）必着
備 考	・主催者様の意向により、第1～第3火曜日は農作物の販売施設1施設と農作物以外の2施設、第4火曜日は農作物以外の3施設に出店していただきます。 ・各販売日毎で3施設シフト制となっておりますので出店申込施設全てに出店していただけるように調整します。

◎コンプライアンス（法令遵守）

- ・価格表示をすること。
- ・販売物品や食品は「食品衛生法」や「薬機法」等に反しないものであり、「食品表示法」「家庭用品品質表示法」等の必要な表示を行うこと。
- ・全ての販売物には、製造物責任法（通称PL法）が適用されます。

◎お申し込み方法

- ・イベントは添付書類『2019年度イベント出店申込書』に必要事項をご記入のうえ、申込〆切日までに下記の番号にFAXしてください。OKB ふれあい会館アトリウムライブ販売につきましては、上記に挙げた販売日時より出店可能な日をお書きください。

FAX番号 058-275-4888

◎販売方法について

各施設の販売員による対面販売、個別会計でお願いします。

◎利用料徴収について

当センターより斡旋を受け、販売を実施した際、当センター設置規則第5条にもとづき、販売斡旋利用料として売上金額の5%を後日請求させていただきます。

◎出店確定の連絡について

出店の可否については応募施設すべてにFAXで連絡をさせていただきます。ご不明な場合は事務局担当者までお問い合わせください。

岐阜県セルフ支援センター（担当：飯田）
TEL 058-273-1111（内線：2526）
FAX 058-275-4888

